

1 基本方針

(1) 「コンパクトなまちづくりと住環境の整備」

超高齢社会の進行や団塊世代の高齢化を見据え、生活者の視点を第一に、車を自由に使えない人であっても、徒歩や自転車、公共交通を利用することで、買い物や医療・介護等の福祉サービスが享受できる、すべての人にやさしく、コンパクトなまちづくりの推進に努めます。

また、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、生活支援型施設の整備など良好な住環境の整備に努めます。

(2) 「バリアフリーの推進と潤いのある生活空間の整備」

高齢者や障害者を含めたあらゆる人々が、暮らしの中で障害を感じることなく円滑に移動できるようにするため、施設等のバリアフリー化の推進などに努めます。

また、ゆとりとやすらぎをもって暮らすことができるよう、快適な歩行空間の整備、緑化の推進や公園の整備、高齢者のふれあいの場の確保など、潤いのある生活空間の整備に努めます。

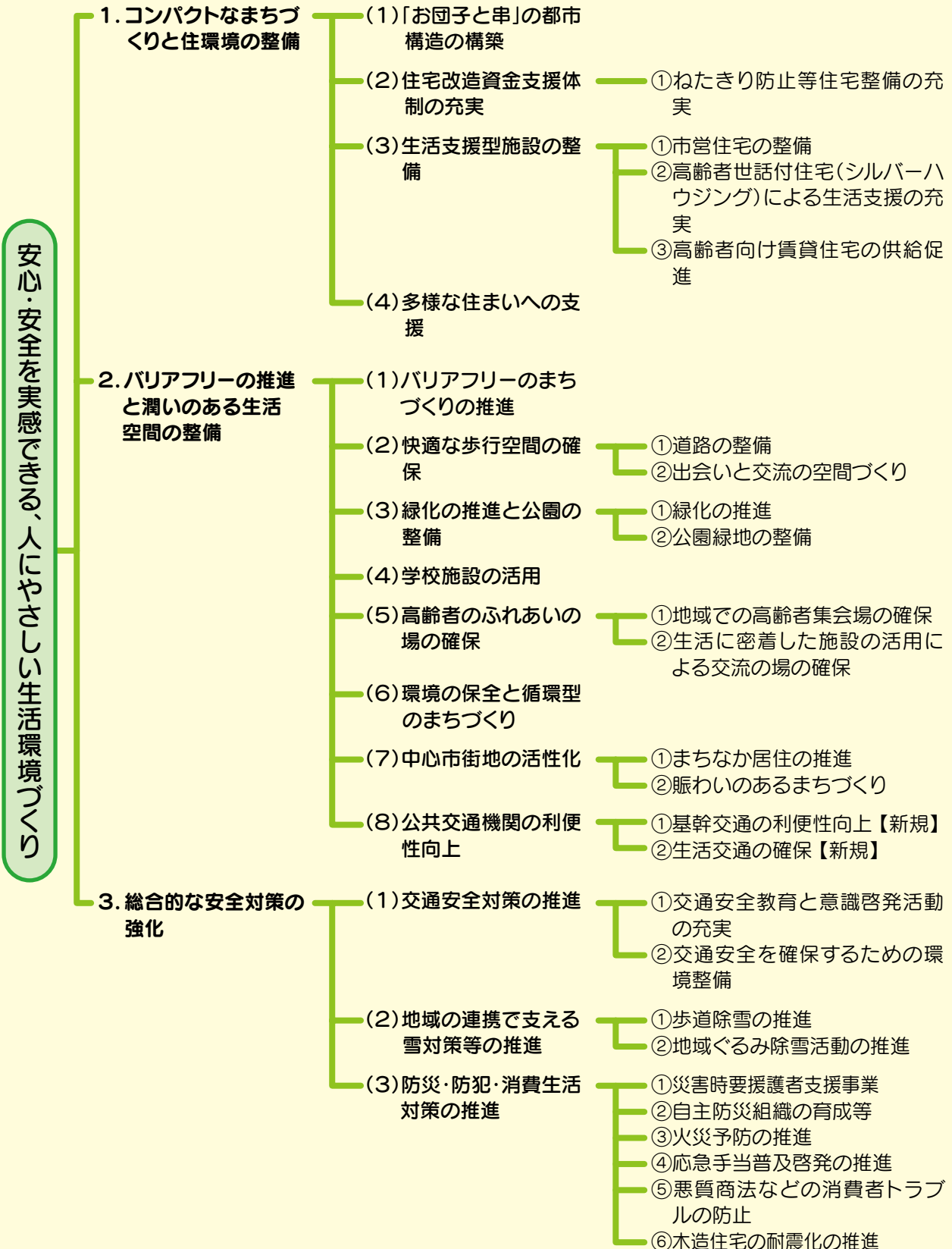
(3) 「総合的な安全対策の強化」

高齢者が安心して安全に暮らせるまちづくりを進めるため、交通安全や雪対策、防災・防犯・消費生活対策など、地域住民の皆さんとの協働のもと総合的な安全対策の推進に努めます。



2 施策の体系

2. 「安心・安全を実感できる、人にやさしい生活環境づくり」の体系



3 個別施策

1 コンパクトなまちづくりと住環境の整備

(1) 「お団子と串」の都市構造の構築

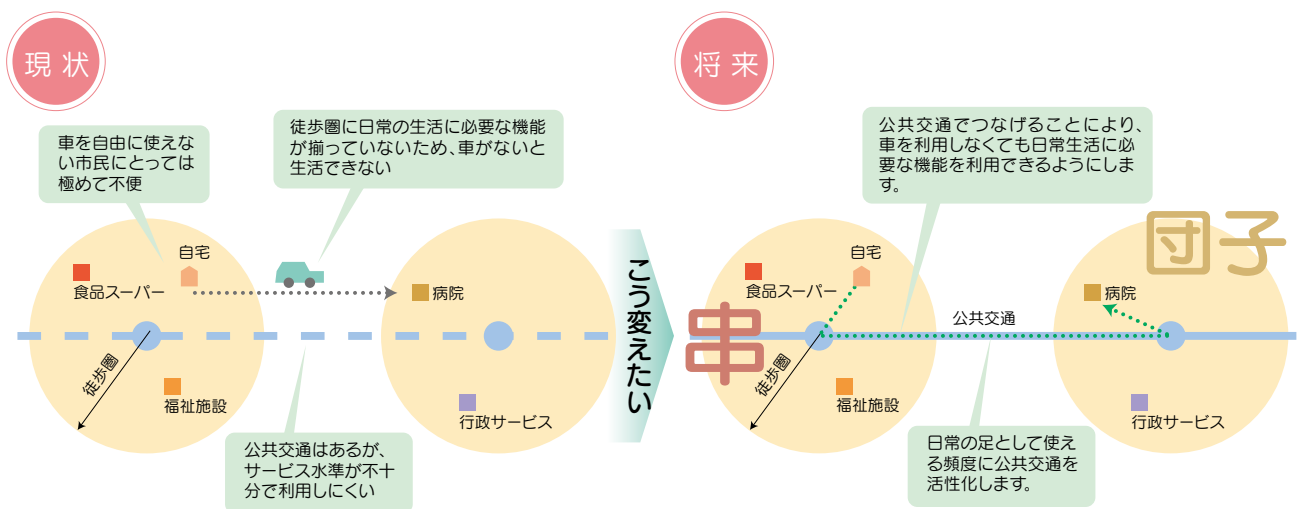
本市が目指すコンパクトなまちづくりは、生活者の視点を第一に、車に依存しなくても日常の生活サービスを利用できる生活環境の形成を目指すものです。

このことから、「富山市都市マスタープラン」の中で、まちづくりの理念を「鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」と定めており、徒歩圏を「お団子」に、公共交通を「串」に見たてた都市構造の構築に努めています。

超高齢社会の進行や団塊世代の高齢化に伴い、車を自由に使えない人であっても、医療や介護等の福祉サービスが享受できるような環境整備が必要であり、いわゆる「お団子」への医療・介護等の施設の誘導や、「お団子」にある既存の福祉施設を充実させることなどにより、健康に不安があったり、介護が必要な状態になっても訪問診療や訪問看護、訪問介護サービス等を利用しながら、地域で住み続けることができるよう環境整備に努めていきます。

また、「串」である公共交通を活性化することにより、車を利用しなくても日常生活に必要な機能を利用できる、日常の足として使いやすいサービス水準を確保する施策を推進することで、市民にとって、特に、高齢者にとって生活しやすい環境づくりに努めます。

◆お団子と串によるコンパクトなまちづくりのイメージ



◆総人口に占める「公共交通が便利な地域に居住する人口」の割合

	平成 23 年度実績	平成 26 年度目標
総人口に占める「公共交通が便利な地域に居住する人口」の割合	32%	34%

(2) 住宅改造資金支援体制の充実

高齢者の在宅での自立を促すために、高齢者の専用居室の整備や住宅内の段差解消、手すりの設置、便所の洋式化、居室の車椅子対応など、既存住宅の高齢者向けの改造を支援していきます。

① ねたきり防止等住宅整備の充実

介護保険制度における住宅改修費との連携と整合性を図りながら、高齢等のため身体機能が低下しても、できる限り自宅で生活し、ねたきりにならないよう、高齢者向けの住宅整備を支援します。

(3) 生活支援型施設の整備

高齢者等が保健福祉サービスを利用しながら地域社会の中で生活できるよう、生活支援型施設の整備を図るとともに、公営住宅などの整備にあたっては、高齢者等の安全面に十分配慮し、バリアフリー化を図り、良質な住環境の確保に努めるとともに、民間による優良な賃貸住宅の供給促進を図ります。

① 市営住宅の整備

快適な生活環境を提供するため、市営住宅の構造や設備、機能などの更新を行うとともに、超高齢社会の進行に対応するため、段差解消等のバリアフリー性能の向上や遮音・断熱・耐久性能の向上を図るなど、住環境の向上のための改善・整備を進めていきます。

さらに、福祉施策とも十分に連携しながら、既存住宅のバリアフリー化など、高齢者向けの住戸改善に努めていきます。

◆ 高齢者向け住戸改善及び緊急ブザーの設置

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
高齢者向け住戸改善	累計：79 戸	累計：91 戸
高齢者住戸緊急ブザー設置	累計：194 戸	累計：239 戸

② 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）による生活支援の充実

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）は、高齢者の生活特性に配慮して手摺や緊急通報システム等を設置したバリアフリー住宅で、生活援助員の常駐や福祉施設等との連携により、日常の生活指導や安否確認、緊急時の対応といった各種サービスが提供される高齢者向けの市営住宅です。

また、居住者と地域住民との交流が図られるよう団らん室等も整備されていることから、これらの資源を活用し、入居者が安全かつ快適な生活を送れるよう支援していきます。

③ 高齢者向け賃貸住宅の供給促進

高齢者が安心して暮らすことができる居住環境を整備するため、歩いて暮らせる利便性の高い地域で民間事業者が建設するサービス付き高齢者向け住宅等の優良な賃貸住宅に対し、※地域優良賃貸住宅供給促進制度による支援を行い、福祉サービスと連携した賃貸住宅の供給を促進します。

◆高齢者向け賃貸住宅の供給戸数

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
供給戸数	100 戸	250 戸

(4) 多様な住まいへの支援

高齢者の居住のあり方は、年齢、身体状況、家族の状況等に応じて変化するものです。このため、高齢者自身が自立した生きがいのある生活を送るうえで、もっとも望ましい居住形態を主体的に選択できる環境を整えることも必要です。

現在本市では、ケアハウスや有料老人ホーム、※介護あんしんアパート、高齢者向け優良賃貸住宅、※生活支援ハウスなどが整備されていますが、多様化する高齢者の住宅ニーズに対応できるよう、※グループリビングなどの新たな居住形態の調査・研究に努めるとともに、その整備のあり方、支援策について検討します。

また、高齢者住まい法の改正により、従来の有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅等を再構築し、新たに創設された「※サービス付き高齢者向け住宅」については、コンパクトなまちづくりを推進する観点から、高齢者が安心して暮らすことができるまちなかや公共交通の利便性の高い区域での整備促進を図ります。



2 バリアフリーの推進と潤いのある生活空間の整備

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

※バリアフリー法や富山県民福祉条例に基づき、民間の建築に対する指導・助言を行うことにより、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、整備にあたっては、交通機関、道路、歩道、建築物など、「施設間等の移動の連続性」の確保に努めます。

- 高齢者や障害者を含めたあらゆる人々に配慮した建築物、道路、公園、公共交通機関等の整備について、市民のまちづくりへの参画意識を高めながら、市民、事業者、行政が協力してバリアフリー化に努め、その整備促進を図ります。
- 加齢などに伴う身体機能の低下や身体障害の発生に対応できるよう、個人住宅等のバリアフリー化に対する助成等の各種支援制度の周知に努めます。
- 施設やものを作るとき、「高齢者を含めたすべての人が利用しやすいよう、はじめから意識して整備する」という生活環境の※ユニバーサルデザインの啓発に努めます。

(2) 快適な歩行空間の確保

高齢者や障害者を含め、多くの人々が安心して快適な社会生活を送ることができるよう機能・効率面に加え、にぎわいに満ちた空間としての道、風景と一体となった美しい道など豊かさや潤いのある道づくり、歩道づくりなどを進めます。

1 道路の整備

道路は市民の生活に密着したものであり、全ての人が安心して通行できる快適な歩行空間を確保するため、「車と歩行者等が共存し、安全に移動できる道路」の整備に努め、主要道路における歩道の段差や傾斜の解消や日常的な都市交通手段としての自転車走行が快適で安全にできる道路整備を進めます。

◆歩道の補修工事

	平成 21 年度～平成 23 年度実績（見込み）	平成 24 年度～ 26 年度目標
延長	2.08km	2.22km

◆歩道の整備工事

	平成 21 年度～平成 23 年度実績（見込み）	平成 24 年度～ 26 年度目標
延長	0.29km	1.13km

② 出会いと交流の空間づくり

まちなかでの滞留時間を増やし賑わいを創出するため、公開空地と一体となった歩道、歩行者が小休憩できる緑や花のあるスペース、自転車駐車場、さまざまな施設への誘導サインなどを整備するとともに、ハンギングバスケットの設置により歩行空間に彩りを添え、老朽化した側溝などの再整備を図り、まちを訪れる人が快適に歩くことのできる歩行空間や自転車の走行空間の形成に努めます。

◆無電柱化に伴う歩道整備

	平成 21 年度～平成 23 年度実績（見込み）	平成 24 年度～ 26 年度目標
延長	0m	360m

(3) 緑化の推進と公園の整備

高齢者が緑や水に親しめるよう、市民の緑化意識の高揚を図りながら、緑を増やす施策を展開するとともに、公園緑地の整備を図ります。

① 緑化の推進

身近な環境の中に、人の心をなごませる花と緑を増やすためには、市民・事業者・行政が一体となった持続性のある取り組みが必要です。

このため、市民自らが緑豊かなまちづくりを考え、実行する市民主体の緑化活動を推進するとともに、リーダーとなる人材の育成や、花のあるまちづくり推進を支援します。

② 公園緑地の整備

都市公園や緑地は、自然や緑に親しみ、ふれあいや休養・散策が楽しめる空間として、また、災害時の避難場所として重要な都市施設となっています。

今後も、地域に密着した身近な近隣公園をはじめとして、地区公園や総合公園、運動公園など、利用者である市民の多様なニーズに配慮しながら、都市公園や緑地のバリアフリー化など、福祉社会に対応した公園緑地の整備に努めます。

(4) 学校施設の活用

学校施設を高齢者の各種活動の場として提供し、地域活動への参加促進を図ります。

- 高齢者が地域の一員として、積極的に世代間交流やボランティア活動に参画でき心の豊かさや生きがいを実感できる生活を送るためには、学習・文化活動意欲の高揚につながる支援策が必要であり、その一翼を担う公民館機能を補完する場として、学校施設の開放に努めます。
- 従来からの体育館やグラウンドの開放に加え、高齢者の生涯学習や生きがいづくりの場として、また、世代間交流の場として、学校教育に支障のない範囲で、特別教室や余裕教室等の学校施設の有効活用に努めます。

(5) 高齢者のふれあいの場の確保

高齢者が自らの意思で、趣味活動や町内活動など、積極的に地域社会活動に参加できるよう、高齢者と地域社会とのふれあいの場の確保に努めます。

1 地域での高齢者集会場の確保

高齢者と地域社会とのふれあいの場を積極的に創出するため、日常生活の中で、いつでも自由に趣味活動を行える場、気心の知れた近隣の友人と気軽に集うことのできる憩いの場として、自治公民館を建設する場合の助成や、地域活動に対する講師・指導者の派遣などを支援します。

2 生活に密着した施設の活用による交流の場の確保

生活に密着した公衆浴場などは、地域・世代間交流の場として重要な役割を果たしている施設です。それらの施設内にある休憩・団らん・交流スペースを高齢者の介護予防や健康づくり、生きがい活動の場として確保し、活用できるよう支援します。

● 入浴施設等ふれあい入浴事業

概ね70歳以上の高齢者を対象に、入浴券等を交付し、心身機能の維持向上、地域でのふれあい・交流の場を創出します。

	平成23年度実績(見込み)	平成26年度目標		平成23年度実績(見込み)	平成26年度目標
富山地域	455,700人	457,000人	婦中地域	22,000人	24,500人
大沢野地域	31,400人	31,500人	山田地域	290人	960人
大山地域	15,000人	15,100人	細入地域	950人	1,000人
八尾地域	20,500人	20,700人			

● 高齢者ぬくもりの湯サロン事業

高齢者と地域社会とのふれあいの場を確保するため、気軽に休憩・団らん・交流できる場を公衆浴場において整備する公衆浴場事業者を支援します。

(6) 環境の保全と循環型のまちづくり

高齢者を含む市民がひろく、花や緑、河川、水路等の水辺環境などの身近な自然に親しめるよう、環境保全、人と自然とが共生するまちづくりを推進するとともに、環境に配慮した都市基盤の創出に努めます。

また、現在、燃やせるごみ、燃やせないごみ、空きビン等の分別回収は、ステーション方式で実施していますが、同ステーションまでごみを排出できない高齢者や障害者については、地域ボランティア活動、NPO等による支援のあり方を検討します。

(7) 中心市街地の活性化

中心市街地は、人、もの、情報などが交流し、集積する拠点であることから、本市の顔としての役割を果たしている同地域を、高齢者をはじめ、いろいろな人が住み、集い、賑わいのある街となるよう、必要な施設整備を行うとともに、活性化に向けた市民や NPO、商業者などの活動の支援に努めます。

① まちなか居住の推進

まちなかの賑わいや活動の基となる定住人口を増やすため、富山のまちなかに相応しい住宅供給を促進し、若者から高齢者まで多様な世帯の居住を推進します。

② 賑わいのあるまちづくり

中心市街地への公共交通の割引制度を実施するなど公共交通のサービスの向上に取り組むとともに、中心商店街において賑わい施設の運営や生活利便施設の充実を図り、高齢者をはじめ、居住者、来街者にとって利便性の高い、賑わいのあるまちづくりに努めます。

◆おでかけ定期券事業

公共交通を利用しやすくし、高齢者の社会参加を促すため、市内在住の 65 歳以上の方を対象に市内各地から中心市街地までのおでかけの際に路線バス、電車、路面電車が 100 円で利用できる割引制度を実施し、公共交通のサービス向上に取り組みます。

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
おでかけ定期券利用申込者数	25,000 人	25,900 人

◆ポータルシルバーパスカ事業

市内在住の 65 歳以上の市民を対象に、シルバーパスカを発行することにより、高齢者の足を確保して、社会参加を促し、中心市街地の活性化に寄与します。

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
利用者数	138,000 人／年	140,000 人／年

◆街なかサロン「樹の子」運営事業

高齢者をはじめとする来街者の交流と回遊性の向上を図るため、喫茶、チャレンジショップ、商店街の情報提供コーナーなどを備える街なかサロン「樹の子」の運営を支援します。

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
利用者数	46,900 人	48,700 人

(8) 公共交通機関の利便性向上

公共交通機関は、移動に制約のある高齢者や障害者の「足の確保」という観点から、大きな役割を担っています。

今後、車の運転に不安を感じる高齢者等が増加することも想定されることから、安全で、かつ身体的に負担の少ない方法で移動できる公共交通機関の充実を図るとともに、関連事業者への支援や、駅舎・バスターミナル等の旅客施設のバリアフリー化、歩行環境の改善・整備を図ります。

1 基幹交通の利便性向上

鉄軌道及び幹線バス路線において、運行本数の増加や交通結節点の整備など、公共交通の活性化を推進するとともに、軌道停留所・バスターミナル等の旅客施設の整備及びノンステップバスの導入などバリアフリー化を進め、利用者の利便性・快適性の向上を図ります。

2 生活交通の確保

郊外や中山間地域でのシビルミニマムとしての交通サービス水準等を考慮し、コミュニティバスの効率的な運行や地域自主運行バスの運行支援・導入推進など、行政と地域が協働で地域特性に応じた生活交通の確保に取り組みます。

◆公共交通利用者数

	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標
公共交通利用者数	62,432 人/日	63,000 人/日



3 総合的な安全対策の強化

(1) 交通安全対策の推進

交通安全思想の普及・啓発活動を推進し、交通事故撲滅に向けた取り組みを展開していく必要があります。また、道路・歩道・安全施設など道路交通環境の整備を進めることも必要です。

① 交通安全教育と意識啓発活動の充実

◆交通安全アドバイザー活動事業

県が依頼した交通安全アドバイザーが高齢者宅を訪問し、反射材の普及や交通安全指導を行うことで高齢者の交通安全意識を高め事故防止を図ります。

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
アドバイザー数	250 人	250 人

◆高齢者交通安全対策事業

高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、高齢者交通安全教室を開催します。

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
開催回数	140 回	160 回

◆高齢者運転免許自主返納者への支援

高齢ドライバーの事故防止を図るため、運転免許自主返納者に支援をします。

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
申請者数	570 人	660 人

◆高齢者事故件数

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
事故件数	680 件	640 件

② 交通安全を確保するための環境整備

自転車の利用促進や安全で快適に自転車が利用できるよう、路面表示による走行位置の明確化などの自転車走行空間整備や、放置自転車を防止するための駐輪環境整備を進めます。

(2) 地域の連携で支える雪対策等の推進

1 歩道除雪の推進

高齢者の生活行動範囲の広がりやひとり暮らし高齢者の増加に伴い、人通りの多い駅周辺や公共施設に通じる歩道などの除雪要望に対応するため、今後さらに、市民の皆さんの理解と協力を得て歩道除雪の推進に努めます。

2 地域ぐるみ除雪活動の推進

冬期間の降雪により市民生活に支障が生じないよう、除排雪など雪対策の推進が必要であり、特に、高齢者世帯などの屋根雪下ろしは、地域の協力が必要不可欠となっています。このことから、屋根雪下ろし等支援協力者の登録や情報提供に努め、各地域の実情に応じた除排雪体制を検討していくとともに、豪雪地帯における高齢者世帯への支援を行います。

また、日常生活に利用する道路や歩道の除排雪についても、小型除排雪機の貸し出しや購入助成などを通じて、地域ぐるみの除雪活動を推進します。

(3) 防災・防犯・消費生活対策の推進

高齢者は、災害による被害者となるケースが多いことから、災害時要援護者への支援など、災害時の迅速な避難等の体制整備に努めます。また、高齢者を狙った詐欺や悪質商法などの被害にあわないための啓発や、多様化・複雑化する消費生活相談の充実を図ります。

1 災害時要援護者支援事業

近年の地震や集中豪雨などの自然災害によって、自力で避難することが困難な高齢者や障害者などのいわゆる災害時要援護者が多くの被害を受けています。

このため、災害時要援護者が地域の中で支援を受けることができる環境を平素から整備し、いざ災害が発生すれば地域の支援者などから、災害時の情報提供や避難の手助けを受けて、安全に避難する仕組みづくりを推進します。

◆災害時要援護者登録者数

	平成 23 年度実績（見込み）
災害時要援護者登録者数	2,000 人

② 自主防災組織の育成等

災害時要援護者などを災害から守るため、一人ひとりが災害に対する備えや災害時の初期対応を迅速に進めることのできる地域ぐるみの防災対策を確立することが重要です。

このため、防災意識の向上を図るとともに、お互い顔の見える防災組織（自主防災組織）の結成を促し、その育成に努めます。

◆組織率

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
組織率	38.4%	57.3%

※組織率は全世帯に占める自主防災組織加入世帯の割合

③ 火災予防の推進

高齢者にとって安全で安心な環境づくりのため、火災予防に関する出前講座の開催やひとり暮らし高齢者家庭の防火訪問を実施します。

また、住宅火災で逃げ遅れによる死者の低減を図るため、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器等の設置と、燃えにくい繊維で作られた防災物品（カーテン等）や防災製品（寝具・衣類等）の使用の促進に努めます。

◆出前講座の実施

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
実施回数	180 回／年	230 回／年

◆ひとり暮らしの高齢者家庭の防火訪問の実施

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
実施件数	1,500 件／年	1,500 件／年

◆住宅用火災警報器の普及率

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
普及率	72.2%	85.0%

④ 応急手当普及啓発の推進

救急で搬送される高齢者の割合が年々高くなっており、窒息等でその場に居合わせた方の応急手当の必要性も高くなってきています。このため、いざというときに適切な応急手当が行えるよう救急・救命講習会の開催を推進するとともに、予防救急面も含めた普及啓発に努めます。

◆救急・救命講習の受講者数

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
受講者数	13,000 人／年	13,000 人／年

5 悪質商法などの消費者トラブルの防止

高齢者は、老後の生活資金の蓄えが多い傾向にある一方で、年齢とともに判断力が衰え、情報に疎くなるなど、悪質業者に狙われやすい状況があります。

また、ひとり暮らしや高齢者世帯（夫婦2人）も増えており、悪質商法に関わる消費者トラブルが多いことから、地域包括支援センターや民生委員と連携し、高齢者の被害防止と被害の早期発見に協力してもらうことを目的として、研修を実施します。また、消費生活センターにおいても研修を充実し消費生活相談員の資質の向上を図り、多様化・複雑化する消費者トラブルの解決に努めます。

◆消費生活講座参加者数

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
消費生活講座参加者数	4,350 人	4,500 人

6 木造住宅の耐震化の推進

近年、頻発している地震災害。中でも、現在の耐震基準に合わない建築物に多くの被害が見られており、「建築物の安全性の確保」が求められています。

このことから、木造住宅耐震改修支援事業を行いながら、耐震基準を満たすことの重要性や耐震改修の普及啓発、促進に努めます。

